

第8章 達成目標

【I】安心して暮らせる社会環境づくり

項目	設定事項	設定単位	達成目標			
			基準値(時点)	期間増	R8末目標	
継続	乗合バスに占めるノンステップバス車両の割合	導入率	%	43.3 (R3)	22.1	65.4 (R7)
新規	視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	割合	%	100 (R4)	—	100
継続	交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	整備率	%	55.8 (R4)	6.9	62.7
継続	手話通訳者統一試験合格者数(累計)(※)	合格者数	人	42 (R4)	24	66
継続	要約筆記者(手書)統一試験合格者数(累計)(※)	合格者数	人	52 (R4)	8	60
継続	要約筆記者(PC)統一試験合格者数(累計)(※)	合格者数	人	28 (R4)	8	36
継続	盲ろう者通訳・介助者養成人数(累計)	養成人数	人	298 (R4)	12	310
継続	失語症者意思疎通支援者養成人数(累計)	養成人数	人	64 (R4)	32	96
継続	福祉友愛プール年間利用者数	利用者数	人	37,461 (R4)	7,539	45,000
継続	福祉友愛アリーナ年間利用率	利用率	%	59.4 (R元)	24.6	84.0
継続	要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	割合	%	97.4 (R4)	2.6	100

【Ⅱ】社会参加と自立を進める支援の充実

項 目		設定 事項	設定 単位	達成目標		
				基準値 (時点)	期間増	R8末 目標
継続	高等特別支援学校機能の整備件数（累計）	整備 件数	件	2 (R4)	3	5
継続	特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	割合	%	89.2 (R4)	10.8	100
継続	県内障がい者の実雇用率	実雇 用率	%	2.35 (R4)	0.27	2.62
継続	特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	割合	%	95.4 (R4)	4.6	100
継続	「働きたい！応援団 ぎふ」登録企業数（累計）	企業 数	社	981 (R4)	119	1,100
継続	多様な障がい者委託訓練による就職率	就職 率	%	40.0 (R4)	15.0	55.0
新規	チャレンジトレーニング事業実施人数	実施 人数	人	370 (R4)	70	440
新規	障がい者職業能力開発校の修了者における就職率	就職 率	%	80.0 (R4)	—	76.1
継続	難病生きがいサポートセンターにおける1年間の就労相談件数	相談 件数	件	664 (R4)	116	780
福祉施設から一般就労への移行等（※）						
継続	年間一般就労移行者数	移行 者数	人	262 (R3)	74	336
新規	一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数（※）	利用 者数	人	142 (R3)	59	201
継続	就労定着支援による職場定着率が7割以上の事業所の割合（※）	割合	%	—	—	25
継続	就労継続支援B型事業所の平均工賃	円	円	16,390 (R4)	3,610	20,000

新規	農業者と福祉事業所のマッチング数	マッチング数	件	79 (R4)	79	158
新規	パリパラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	選手数	人	9 (R3)	1	10
継続	年間のパラスポーツ教室の開催数	回数	回	116 (R4)	21	137
継続	障がい者芸術事業開催圏域数	開催圏域	圏域	5 (R4)	—	5

【Ⅲ】日常生活を支える福祉の充実

	項目	設定事項	設定単位	達成目標		
				基準値 (時点)	期間 増	R8末 目標
新規	地域生活支援拠点等の整備 (※)	市町村数	市町村	39 (R4)	3	42
新規	地域生活支援拠点等へのコーディネーター等の配置市町村 (※)	市町村数	市町村	12 (R4)	30	42
新規	地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の実施 (※)	市町村数	市町村	29 (R4)	13	42
福祉施設の入所者の地域生活への移行 (※)						
継続	施設入所者数 (※)	入所者数	人	2,209 (R4)	—	2,209
継続	地域生活移行者数 (※)	移行人数	人	—	—	92
継続	福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数 (累計)	供給戸数	戸	287 (R4)	40	327
新規	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制が構築された市町村数 (※)	市町村数	市町村	19 (R4)	23	42
新規	指導監査の予定計画数に対する実施割合	割合	%	97 (R4)	—	100
継続	児童発達支援センターが設置された圏域数 (※)	圏域数	圏域	3 (R4)	2	5

新規	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数 (※)	市町村数	市町村	21 (R4)	21	42
新規	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数 (※)	市町村数	市町村	18 (R4)	24	42
入院中の精神障がい者の地域生活への移行						
継続	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (※)	日数	日	319.2 (R1)	6.1	325.3
継続	65歳以上の1年以上長期入院患者数 (※)	在院者数	人	1,148 (R4)	△48	1,100
継続	65歳未満の1年以上長期入院患者数 (※)	在院者数	人	905 (R4)	△88	817
継続	入院後3ヶ月経過時点の退院率 (※)	退院率	%	67.1 (R1)	1.8	68.9
継続	入院後6ヶ月経過時点の退院率 (※)	退院率	%	84.1 (R1)	0.4	84.5
継続	入院後1年経過時点の退院率 (※)	退院率	%	90.4 (R1)	0.6	91
継続	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 (※)	開催回数	回	8 (R4)	—	6
新規	発達障害者支援センターによる相談支援件数 (※)	相談支援件数	件数	2,872 (R4)	178	3,050
継続	基幹相談支援センターの設置 (※)	市町村数	市町村	41 (R4)	1	42
継続	介護福祉士等修学資金貸付利用者数 (累計)	貸付人数	人	3,172 (R4)	1,242	4,414
継続	学生等のインターンシップ、1日体験受入数 (介護) (累計)	受入人数	人	889 (R4)	132	1,021

【Ⅳ】質の高い保健・医療提供体制の整備

項目	設定事項	設定単位	達成目標			
			基準値(時点)	期間増	R8末目標	
継続	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科健診の実施率	割合	%	81.8 (R4)	8.2	90
新規	強度行動障がい者支援体制の整備(※)	市町村数	市町村	—	—	42
継続	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置(市町村においては、圏域での設置を含む)(※)	県数	県	1 (R4)	—	1
		圏域数	圏域	5 (R4)	—	5
		市町村数	市町村	21 (R4)	21	42
継続	超重症児(者)・準超重症児(者)の短期入所月平均利用日数	平均利用日数	日	509 (R4)	101	610
継続	超重症児(者)・準超重症児(者)の受入れが可能な短期入所事業所数(累計)	事業所数	箇所	27 (R4)	2	29
継続	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(累計)	配置人数	人	40 (R4)	10	50
継続	園芸福祉サポーター認定者数(累計)	認定者数	人	444 (R4)	56	500

注：(※)は、第5章「国の基本方針に即して定める『第7期障害福祉計画』」及び第6章「国の基本方針に即して定める『第3期障害児福祉計画』」における数値(成果)目標との重複項目。

第4期岐阜県障がい者総合支援プランの 策定に向けた障がい者(児)のニーズ調査の 実施状況について

1

障がい者(児)の将来の生活に関する正確なニーズを把握し、第4期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所者数の設定等の見通しを立てるため、全県的な規模でのアンケート調査を実施した。

1 障がい者に対する調査

障がい者との意思疎通に精通した相談支援専門員による、計画相談、モニタリングの場を活用した聴取調査(障がい者の生の声を直接聴く)を実施。

- ・対象者:障害福祉サービスの利用のために相談支援を利用している障がい者
- ・期間:令和4年7月22日～11月30日
- ・実施方法:一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワークに委託
- ・調査人数:3,099名

2 障がい児に対する調査

特別支援学校に通う障がい児の保護者に対してアンケート調査を実施。

- ・対象者:特別支援学校児童・生徒の保護者
- ・期間:令和4年9月2日～10月31日
- ・実施方法:特別支援学校を通じて依頼文書を配布し、オンラインにて回答
- ・調査人数:1,122名(回収率:43%)



障がい者に対する調査結果の概要

全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)			
	区分なし	区分 1~3	区分 4~6	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい
3,099人	1,124人	776人	1,199人	621人	1,855人	930人	157人

3

【今の生活について】

◎ 全体では、半数程度の方が「満足している」と回答。

◆今の生活について

	全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)			
		区分なし	区分 1~3	区分 4~6	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい
満足している	47%	41%	50%	50%	49%	54%	34%	41%
不満である	11%	14%	13%	8%	10%	8%	16%	15%
満足でも不満でもない	27%	33%	25%	23%	29%	22%	34%	33%
わからない	15%	13%	12%	20%	12%	16%	16%	12%

- 障害支援区分ごとに見ると、区分1~3、4~6の方は、いずれも5割が「満足している」と回答。
- 障がい種別ごとに見ると、知的障がいのある方は、5割超が「満足している」と回答。

4

【今後必要なサービスについて(障害支援区分別)】 ※複数回答可

◎ どの区分でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が最も多い。

◎ 重度の区分の方は、将来「入所施設」が必要と回答された方が5割以上。

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分なし		区分1~3		区分4~6	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	77%	79%	77%	80%	57%	57%
ひとり暮らしの体験や練習	23%	23%	17%	16%	12%	12%
緊急時に受け入れてくれるところ	27%	28%	31%	31%	37%	32%
養護者の休息のための受け入れ	9%	9%	11%	10%	20%	18%
グループホーム	19%	24%	33%	37%	31%	37%
入所施設	5%	9%	10%	14%	43%	52%
居宅介護等の訪問支援	14%	20%	32%	32%	18%	17%
通所の生活介護	5%	7%	12%	12%	36%	34%
通所の就労系事業所	58%	54%	44%	42%	14%	14%
移動支援の事業所	12%	14%	23%	23%	25%	25%
その他	12%	12%	11%	12%	10%	10%
回答者数(=n)	1,124人		776人		1,199人	

○「いつでも相談できる場所や人」 :どの区分の方でも、必要との回答が最も多い
 ○「緊急時に受け入れてくれるところ」 :どの区分の方でも、必要との回答が多い
 ○「グループホーム」 :中度(区分1~3)、重度(区分4~6)の方は、3割以上が必要と回答
 ○「入所施設」 :重度の方は、3年後は4割、将来は5割が必要と回答
 ○「通所の就労系事業所」 :軽度、中度の方は、4割以上が必要と回答

5

【今後必要なサービスについて(障がい別)】 ※複数回答可

◎ どの障がい種別でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が最も多い。

◎ どの障がい種別でも、「緊急時の受け入れ」が必要と回答した方が約3割以上。

◆生活に必要なサービス ※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	身体障がい		知的障がい		精神障がい		発達障がい	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	70%	72%	63%	64%	82%	83%	71%	74%
ひとり暮らしの体験や練習	11%	13%	18%	18%	18%	18%	28%	31%
緊急時に受け入れてくれるところ	37%	36%	34%	31%	27%	29%	30%	31%
養護者の休息のための受け入れ	19%	16%	17%	15%	9%	8%	12%	12%
グループホーム	22%	29%	33%	40%	21%	23%	19%	27%
入所施設	29%	38%	28%	35%	8%	11%	5%	10%
居宅介護等の訪問支援	32%	31%	17%	20%	21%	23%	17%	19%
通所の生活介護	27%	25%	26%	25%	7%	8%	7%	8%
通所の就労系事業所	25%	23%	33%	31%	50%	48%	45%	43%
移動支援の事業所	25%	25%	24%	25%	11%	12%	10%	14%
その他	12%	14%	9%	9%	12%	12%	14%	14%
回答者数(=n)	621人		1,855人		930人		157人	

○「いつでも相談できる場所や人」 :どの障がいの方でも、必要との回答が最も多い
 ○「緊急時に受け入れてくれるところ」 :どの障がいの方でも、必要との回答が多い
 ○「グループホーム」 :身体障がいの方(将来)、知的障がいの方は、約3割以上が必要と回答
 ○「入所施設」 :身体障がい・知的障がいの方は、3年後は約3割、将来は約4割が必要と回答
 ○「通所の就労系事業所」 :精神障がい・発達障がいの方は、4割以上が必要と回答

6



障がい児に対する調査結果の概要

全体	学年ごと				障がい種別ごと(重複あり)		
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	身体障がい	知的障がい	発達障がい
1,122人	3人	480人	257人	382人	293人	1,065人	362人

7

【今の生活について】

- ◎ 小学部、中学部、高等部を通じて傾向はほぼ同じである。
- ◎ 「不満である」と回答された方は約1割。

◆今の生活について

	全体	学年ごと				障がい種別ごと(重複あり)		
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	身体障がい	知的障がい	発達障がい
満足している	27%	33%	26%	28%	29%	27%	27%	22%
不満である	13%	-	13%	14%	13%	16%	13%	15%
満足でも不満でもない	36%	33%	36%	36%	37%	32%	37%	38%
わからない	23%	33%	25%	21%	21%	25%	23%	25%

- 小学部、中学部、高等部とも、「満足」3割、「不満」1割、「満足でも不満でもない」4割、「わからない」約2割である。

8

【今後必要なサービスについて(学年別)】 ※複数回答可

◎ どの学年でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が多い。

◎ どの学年でも、将来「グループホーム」や「入所施設」が必要と回答された方が約5割以上。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき
※幼稚部については、少数のため未掲載

	小学部		中学部		高等部	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	71%	64%	63%	60%	68%	73%
ひとり暮らしの体験や練習	34%	32%	35%	29%	38%	36%
緊急時に受け入れてくれるところ	58%	46%	62%	44%	37%	35%
養護者の休息のための受け入れ	55%	39%	54%	36%	32%	22%
グループホーム	43%	63%	47%	66%	37%	49%
入所施設	46%	70%	45%	72%	27%	45%
居宅介護等の訪問支援	33%	33%	30%	34%	22%	30%
通所の生活介護	44%	28%	34%	27%	19%	16%
通所の就労系事業所	68%	57%	61%	51%	54%	45%
移動支援の事業所	39%	41%	44%	47%	32%	35%
その他	3%	1%	3%	3%	3%	4%
回答者数(=n)	480人		257人		382人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 : どの学年の保護者の方でも、必要との回答が多い
- 「緊急時」「養護者の休憩」のための受入 : 特に小学部と中学部の保護者の方で、卒業後において必要との声が多い
- 「グループホーム」「入所施設」 : どの学年の保護者の方でも、約5割以上が将来必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 : どの学年の保護者の方でも、約5割以上が必要と回答

9

【今後必要なサービスについて(障がい別)】 ※複数回答可

◎ どの障がい種別でも、「いつでも相談できる場」が必要と回答した方が多い。

◎ どの障がい種別でも、「緊急時の受入れ」が必要と回答した方が4割以上。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	身体障がい		知的障がい		発達障がい	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	67%	62%	68%	66%	69%	66%
ひとり暮らしの体験や練習	25%	23%	35%	33%	36%	32%
緊急時に受け入れてくれるところ	59%	44%	54%	43%	53%	41%
養護者の休息のための受け入れ	58%	35%	49%	34%	50%	29%
グループホーム	32%	47%	44%	61%	43%	62%
入所施設	42%	69%	41%	64%	41%	65%
居宅介護等の訪問支援	40%	32%	29%	32%	28%	31%
通所の生活介護	50%	29%	34%	24%	31%	22%
通所の就労系事業所	46%	37%	62%	52%	64%	54%
移動支援の事業所	44%	40%	38%	41%	36%	43%
その他	4%	2%	3%	3%	2%	2%
回答者数(=n)	293人		1,065人		362人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 : どの障がいの保護者の方でも、必要との回答が多い
- 「緊急時」「養護者の休憩」のための受入 : どの障がいの保護者の方でも、卒業後において必要との回答が多い
- 「グループホーム」「入所施設」 : どの障がいの保護者の方でも、約5割以上が将来必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 : 知的障がい、発達障がいの保護者の方で、5割以上が必要と回答

10

第4期プラン策定に向けた大まかな方向性

障がい者(児)のニーズに応えるために

相談の場、緊急時の受け入れ等の場を設ける

- ◆市町村における基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備の一層の促進と機能強化が必要。

安心して生活できる住まいの場を確保する

- ◆親亡き後の住まいの場として、グループホームを必要とする声が多い一方、重度の障がい者では半数が入所施設が必要と回答されている。こうしたニーズを踏まえながら、将来の住まいの場の確保が必要。

社会参加のための環境を整える

- ◆軽度、中度の障がい者からは、就労系事業所の整備を望む声が多い。就労の促進等により、社会参加のための環境整備が必要。

11

今後の予定

- ◆本調査結果の詳細(圏域ごとの調査結果等)を市町村に提供し、第7期市町村障害福祉計画及び第3期市町村障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量等の設定の参考にしていただく。

- ◆本調査結果に加え入所施設を巡る以下の状況を踏まえ、第4期プランにおける施設入所者数(目標)を設定する。

- ・待機者の状況 … 入所施設の待機者調査の実施
- ・関係者の声 … 県内障がい者団体等からの意見聴取
- ・地域の受け皿の状況 … グループホーム、地域生活支援拠点等の整備状況の把握

12

障がい福祉に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査目的

県では、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(令和3～令和5年度)」に基づく各種施策を実施し、「人にやさしい岐阜県づくり」を目指しています。

障がい福祉に対する県民の皆さんの意識を把握し、今後の障がい福祉行政の参考とするとともに、本年は上記プランの改訂の年であり、プラン改訂の参考とするため、アンケート調査を実施します。

2 調査対象など

調査対象: 県政モニター818人(うち郵送モニター282人、インターネットモニター536人)

調査方法: 郵送及びインターネット

調査期間: 令和5年6月15日～7月7日

回収結果: 742人(回収率90.7%)

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、合計が100%にならない場合があります。

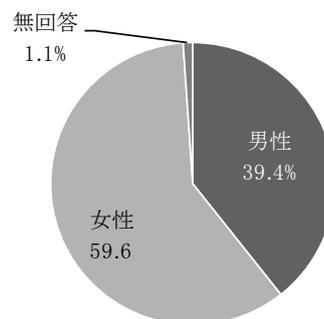
3 結果概要

- 障がいを理由とする差別や偏見について
障がいを理由とする差別が「ある」「少しはある」が合わせて90.2%となった。
- 県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて
他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が71.0%と最も高い結果となった。
一方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰」は12.1%にとどまった。
- 障がいのある人にとっての住みやすさについて
「どちらともいえない」が最も多く40.8%となった。
なお、「そう思う」「おおむねそう思う」を合せた割合は19.7%となった。
- 今後力を入れるべき障がい福祉行政について
「障がいのある子どもやその親に対する支援の充実」(61.5%)、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消」(54.0%)、「道路・交通・建物のバリアフリー化」(50.4%)、「障がい者の就労支援の推進」(50.1%)が高い結果となった。
- 意思疎通手段の利用促進のため今後力を入れるべき取組みについて
「学校教育における意思疎通手段に対する理解の促進」(57.7%)、「障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信」(55.0%)が高い結果となった。

4 回答者属性

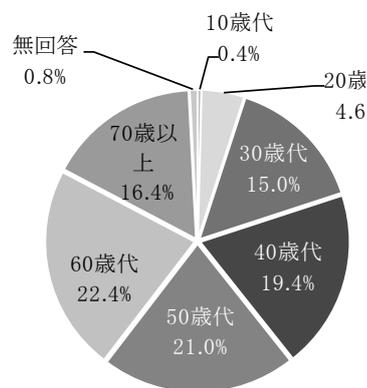
(1) 性別

	人数	割合
男性	292	39.4%
女性	442	59.6%
無回答	8	1.1%
計	742	100.0%



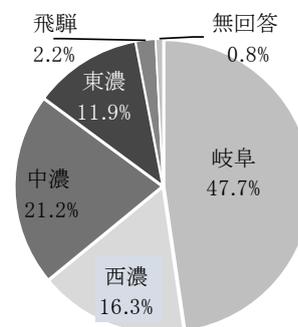
(2) 年代別

	人数	割合
10歳代	3	0.4%
20歳代	34	4.6%
30歳代	111	15.0%
40歳代	144	19.4%
50歳代	156	21.0%
60歳代	166	22.4%
70歳以上	122	16.4%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



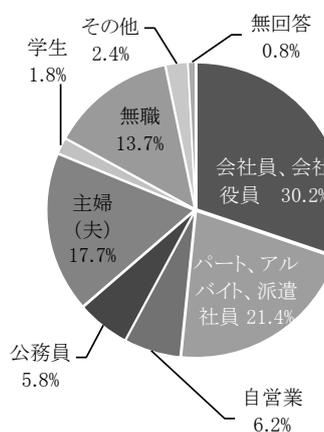
(3) 居住圏域別

	人数	割合
岐阜圏域	354	47.7%
西濃圏域	121	16.3%
中濃圏域	157	21.2%
東濃圏域	88	11.9%
飛騨圏域	16	2.2%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



(4) 職業別

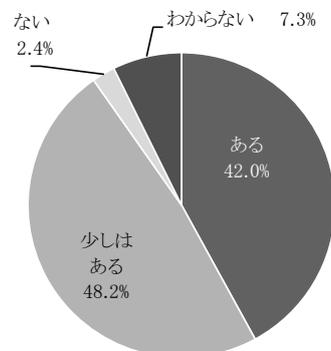
	人数	割合
会社員、会社役員	224	30.2%
パート、アルバイト、派遣社員	159	21.4%
自営業	46	6.2%
公務員	43	5.8%
主婦(夫)	131	17.7%
学生	13	1.8%
無職	102	13.7%
その他	18	2.4%
無回答	6	0.8%
計	742	100%



5 調査結果

問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にあると思いますか。次の中からあてはまるものを1つあげてください。

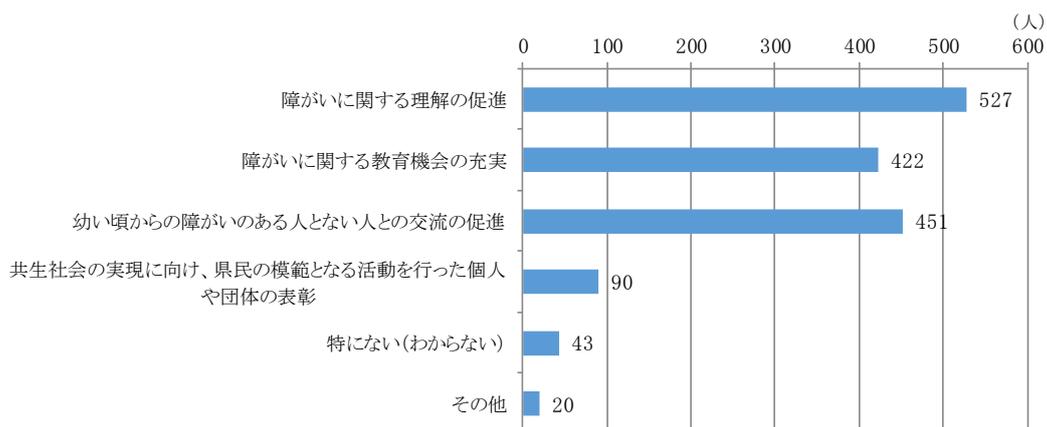
	人数	割合
ある	312	42.0%
少しはある	358	48.2%
ない	18	2.4%
わからない	54	7.3%
無回答	0	0.0%
計	742	100.0%



問2 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答) 回答者 742人
回答数

	回答数	割合
障がいに関する理解の促進	527	71.0%
障がいに関する教育機会の充実	422	56.9%
幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進	451	60.8%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰	90	12.1%
特にない(わからない)	43	5.8%
その他	20	2.7%
計	1553	-

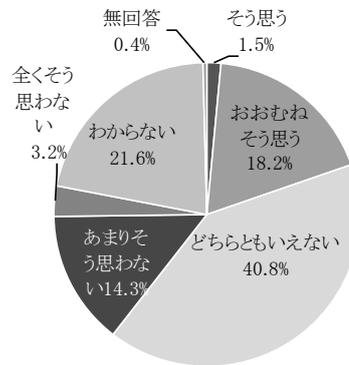


【「その他」の主な回答】

- ・子どものうちから障がいについて学べる機会がもっとあればいいと思う
- ・市町村職員、公共施設職員の理解促進
- ・パラリンピックに出場した人、様々な力を発揮している人達が多くなる。皆の勇気になるのでレール方式で講演したり、アート等作品の展覧会などイベントをしていく等

問3 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。次の中からあてはまるものを1つあげてください。

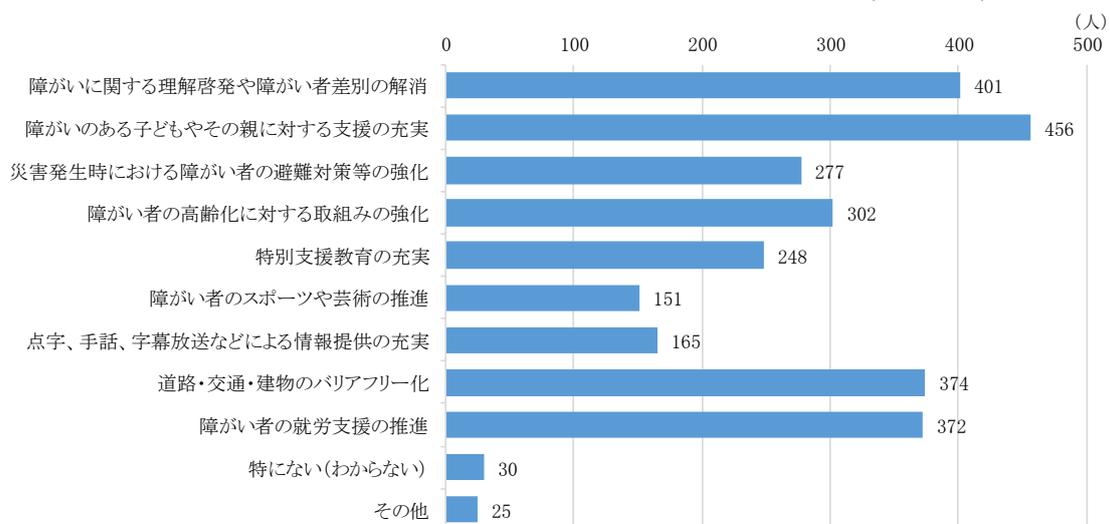
	人数	割合
そう思う	11	1.5%
おおむねそう思う	135	18.2%
どちらともいえない	303	40.8%
あまりそう思わない	106	14.3%
全くそう思わない	24	3.2%
わからない	160	21.6%
無回答	3	0.4%
計	742	100.0%



問4 今後の障がい福祉行政について、あなたが、今後もっと力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答) 回答者 742人
回答数

	回答数	割合
障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消	401	54.0%
障がいのある子どもやその親に対する支援の充実	456	61.5%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	277	37.3%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	302	40.7%
特別支援教育の充実	248	33.4%
障がい者のスポーツや芸術の推進	151	20.4%
点字、手話、字幕放送などによる情報提供の充実	165	22.2%
道路・交通・建物のバリアフリー化	374	50.4%
障がい者の就労支援の推進	372	50.1%
特にない(わからない)	30	4.0%
その他	25	3.4%
計	2801	-

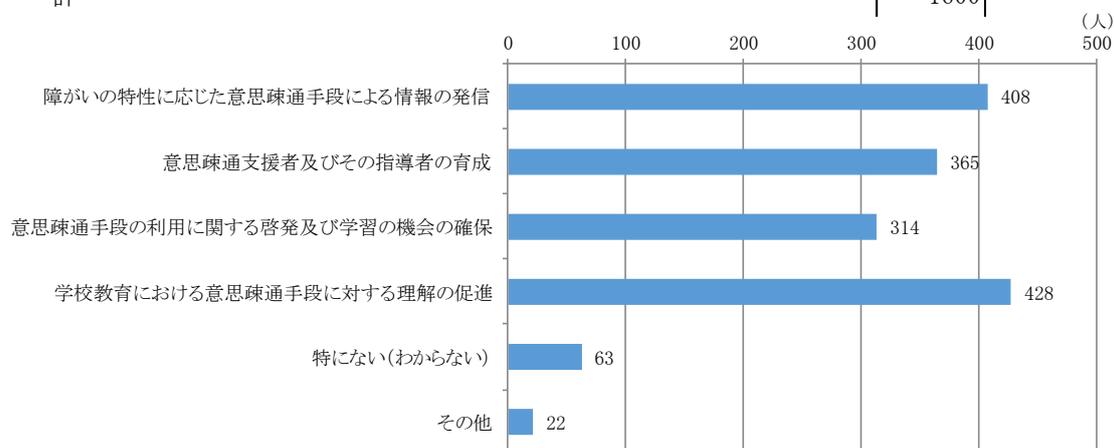


【「その他」の主な回答】

- ・車道は路側帯がないまたは非常に狭いところがあり、歩道はやたらに凸凹と段差があり自転車でも通りにくく、車いすならなおさらと思う。歩道がどこまでも車いすで通行しやすくなることを願っています
- ・ヘルプマークの理解と推進が課題
- ・子供世代に、障がいがあることはどういうことなのか想像できる大人になれるような教育カリキュラムを組むべき
- ・私が住む市には障がい者施設がありません。この点も考えるべきところではないでしょうか
- ・障がい者といってもいろんな障がいがありますが、発達障がい児の支援も充実させると良いのでは。図書館にそういった子ども楽しめる絵本の充実など
- ・公共交通(バス)ですが、車椅子の方が乗車拒否にあたりするのを目にするのでなんとかならないものかと思っています 等

問5 県では、平成30年4月に「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行し、手話言語の普及及び点字、要約筆記など全ての障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に取り組んでいます。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答)	回答者	742 人
	回答数	割合
障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信	408	55.0%
意思疎通支援者及びその指導者の育成	365	49.2%
意思疎通手段の利用に関する啓発及び学習の機会の確保	314	42.3%
学校教育における意思疎通手段に対する理解の促進	428	57.7%
特にない(わからない)	63	8.5%
その他	22	3.0%
計	1600	-



【「その他」の主な回答】

- ・点字の知識が全くない。たまに見る点字に私たちでもわかるようにフリガナをふってほしい。少しは理解につながる気がする
- ・意思疎通支援の指導者の育成に一番力を入れる必要がある
- ・健聴者の手話教室はあるが、難聴はついていけないので断られる。教える場所を作って欲しい。中途失聴者も上達したい
- ・申し訳ありませんが、こういう条例があることを知りませんでした。手話の訓練を手軽に教えてもらえる機会を作ってもらえたら参加したい
- ・聾者の中にも、中途だったり、高齢者だと手話が出来ない方もみえるため、音声アプリを含むコミュニケーションの勉強が必要だと思う 等

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

平成28年3月29日岐阜県条例第38号

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人とをつなぎ、地域の絆(きずな)を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- 3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
- 三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。
- 五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者関係団体の役割）

第5条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

- 2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体を実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

（市町村及び障害者関係団体との連携等）

第6条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

第9条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第3章 共生社会実現施策

(県民会議)

第10条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第11条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖(じょう)(道路交通法(昭和35年法律第105号)第14条第1項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。)、障害のある人に関する記号(障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。)その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

(教育の充実)

第12条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

(交流の促進)

第13条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実に努めるものとする。

(顕彰)

第14条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 (平成30年3月22日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

平成 30 年 3 月 22 日岐阜県条例第 39 号

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きることができる社会を目指して、平成 28 年 3 月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るための具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者（以下「障害のある人等」という。）の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなくともに安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成 28 年岐阜県条例第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する障害のある人をいう。
- 二 手話 ろう者（盲ろう者を含む。以下同じ。）が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有する言語をいう。

三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

（県の責務）

第4条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。

2 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

（市町村その他の関係機関との連携）

第5条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

（障害のある人等の役割）

第8条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策の推進

(計画等)

第9条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第10条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等)

第11条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備に努めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第12条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第13条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第 14 条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第 15 条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日岐阜県条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験を有する者
- 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 抄

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(令和5年8月現在)

区分	所属	職名	氏名	分野	備考
学識	岐阜大学教育学部	名誉教授	池谷 尚剛 <small>いけたに なおたけ</small>	教育	(会長)
	中部学院大学人間福祉学部	特任准教授	打保 由佳 <small>うつぼ ゆか</small>	福祉	
	岐阜県相談支援事業者連絡協議会	会長	熊崎 千晶 <small>くまざき ちあき</small>	相談支援	
	岐阜大学大学院医学系研究科 小児在宅医療教育支援センター	副センター長	山本 崇裕 <small>やまもと たかひろ</small>	医療	
	(一社)岐阜県医師会	常務理事	山本 昌督 <small>やまもと まさすけ</small>	医療	
	岐阜県議会	厚生環境委員長	若井 敦子 <small>わかい あつこ</small>	県議会(厚生環境)	
障がい者関係団体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会長	岡本 敏美 <small>おかもと としみ</small>	身体障がい	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副会長	溝口 広美 <small>みぞぐち ひろみ</small>	視覚障がい	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会長	水野 義弘 <small>みずの よしひろ</small>	聴覚障がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	理事長	長谷川 典彦 <small>はせがわ のりひこ</small>	難病関係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会長	日比 奈緒美 <small>ひび なおみ</small>	身体障がい	
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	副会長	長屋 成博 <small>ながや しげひろ</small>	障がい児教育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理事長	帆ノ下 久美子 <small>はげのした くみこ</small>	知的障がい	
	岐阜県知的障害者支援協会	会長	平下 博文 <small>ひらした ひろふみ</small>	知的障がい	
	岐阜県自閉症協会	会長	水野 佐知子 <small>みずの さちこ</small>	発達障がい	
(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理事長	服部 信子 <small>はっとり のぶこ</small>	精神障がい		
行政	岐阜県特別支援学校校長会	会長	松原 勝己 <small>まつばら かつみ</small>	教育	
	ひだ障がい者就業・生活支援センター ぶりずむ	所長	浅岡 直之 <small>あさおか なおゆき</small>	就労	
	岐阜県市長会	岐阜市福祉部長	川瀬 由紀子 <small>かわせ ゆきこ</small>	市町村行政	
	岐阜県町村会	八百津町健康福祉課長	上野 義治 <small>うえの よしはる</small>	市町村行政	

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各県事務所（岐阜圏域にあつては岐阜地域福祉事務所）に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

2 略

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

(令和5年4月現在)

所属・役職	氏名	分野
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就労・生活支援センター サテライト t 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局 職業安定部職業対策課 課長	新田 嘉紀	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室主任児童指導員	竹村 真紀	重心児(者)支援
ひだ障害者総合支援センターぷりずむ	浅岡 直之	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 会長	平下 博文	知的障がい支援
清流障がい者就業・生活支援センター 所長	森 敏幸	精神障がい支援
西濃圏域発達障害支援センター 地域支援マネジャー	中野 たみ子	発達障がい支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市福祉部障がい福祉課 課長	加藤 直美	行政関係(市)
八百津町健康福祉課 課長	上野 義治	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長 (大垣特別支援学校校長)	松原 勝己	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 次長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 常務理事	田中 眞澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 副会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

計画の策定経過

令和4年7～11月	□ 第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査の実施
令和4年9～10月	□ 第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい児のニーズ調査の実施
令和5年2月9日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について
令和5年2月16日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について
令和5年4～8月	□ 県内障がい者団体への意見聴取 ＜意見聴取を行った団体＞ (訪問日順)

1	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会
2	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	17	岐阜県脊髄損傷者協会
3	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	18	(社福)岐阜アソシア
4	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	19	岐阜県精神科病院協会
5	岐阜県特別支援学校PTA連合会	20	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部
6	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	21	岐阜県肢体不自由児父母の会連合会
7	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	22	東海地区遷延性意識障害者と家族の会 「ひまわり」岐阜地区
8	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会)	23	(特非)障害者自立センターつかいぼう
9	頸髄損傷者連絡会・岐阜	24	岐阜県精神障害者作業所交流会
10	岐阜県失語症友の会	25	岐阜盲ろう者友の会
11	岐阜県自閉症協会	26	岐阜県身体障害者福祉施設協議会
12	(特非)ぎふ難聴者協会	27	岐阜睦声会
13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28	岐阜県筋ジストロフィー協会
14	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	29	岐阜県精神保健福祉協会社会復帰専門委員会
15	岐阜県言語障害児をもつ親の会		

令和5年5～8月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取
令和5年6～7月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関するアンケート調査」(県政モニター)の実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (1) 調査対象 県政モニター(818人) (2) 主な調査項目 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別や偏見について ・県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて ・障がいのある人にとっての住みやすさについて ・県が力を入れるべき障がい福祉行政について ・意思疎通手段の利用促進のため今後力を入れるべき取組みについて </div>
令和5年8月18日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
令和5年9月6日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
令和5年11～12月	<input type="checkbox"/> 市町村への意見照会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)に対する意見
令和5年11月24日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年11月28日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年12月1日	<input type="checkbox"/> 岐阜県難聴児支援に関する検討会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
令和5年12月～ 令和6年1月	<input type="checkbox"/> パブリック・コメントの実施 ・インターネットによる第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(案)の公表
令和6年2月 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告
令和6年2月 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告

用語解説

あ

■アビリンピック

「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY:能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせた造語です。アビリンピックは、障がいのある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

い

■医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児です。

■医療型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う「障害児入所施設」の種類の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

■インクルーシブ^{きょういく}教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

■インクルージョン

障がいの有無等に関わらず、全ての人が等しく受け入れられる社会のことです。

う

■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障なく利用できることを言います。

え

■ SST

“Social Skills Training” の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

■ SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこの SOS シグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

■ エスコートゾーン

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことです。

■ LLブック

誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた「やさしく読みやすい本」であり、分かち書き（文章を単語ごとに分けて書く）、絵記号（ピクトグラム）、抽象的な表現を避けるなどの工夫がされている本です。

お

■ 音声機能障がい

喉頭摘出等により音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、音声機能に著しい障がいがあり、音声をういた意思疎通が著しく困難となる障がいのことです。

■ 音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者（目の見える方）が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

き

■ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が設置することができます。

■ 共生社会ホストタウン

東京 2020 大会におけるパラリンピアンとの交流を契機として、共生社会の実現に向けてユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組みを実施するホストタウンを国が登録するものです。

■ きょうせい共生型サービス

デイサービスなどについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に、平成30年4月1日から新たに位置付けられたものです。

介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなり、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。

■ きょうどこうどうしょう強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態をいいます。障がい特性（コミュニケーションの苦手さや感覚の過敏性など）に環境がうまく合っていないことが、人や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障がいをより強いものにしてしまいます。

く

■ きょうどうせいかつえんじょグループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

け

■ ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。

こ

■ こうじのうきのうしょう高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

■ こうどうえんご 行動援護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

■ こうとうとくべつしえんがっこう 高等特別支援学校

知的障がいの程度が軽度である生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性或希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

■ ごうりてきはいりよ 合理的配慮

障がいのある人等から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

■ の

■ かんりせきにんしゃ じどうはつたつしえんかんりせきにんしゃ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）及び児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

■ とうりようけいかく サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

■ さいがいずじょうくんれん 災害図上訓練（DIG）

災害図上訓練「DIG（ディグ）」とはDisaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング（机上訓練）をするものです。

■ さいがいふくしこういしえん 災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援を行う仕組みのことです。



■ COPD（慢性閉塞性肺疾患）

慢性閉塞性肺疾患（Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「COPD」）とは、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

■ CKD（慢性腎臓病）

慢性腎臓病（Chronic Kidney Disease、以下「CKD」）とは、糖尿病や高血圧症などのさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです。または、たんぱく尿が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

■ 色弱模擬フィルタ

色弱者が感じる色の見分けにくさを一般色覚者が体験できるようにしたフィルタです。

■ 失語症

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脳（たいていの人は左脳）の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳（左脳）の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

■ 失語症意思疎通支援者

所定の講習を受け、失語症者に対し、外出時など支援が必要な場面において、意思疎通の支援を行う人のことを言います。

■ 児童発達支援管理責任者

→サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

■ 児童発達支援事業所

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

■^{じへいしやう}自閉症

相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り（こだわり）の特徴をもつ障がいです。最近では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」をまとめて「自閉スペクトラム症」と呼ぶことが多くなっています。

■^{じへいしやう}自閉症・^{じやうちしやう}情緒障がい^{とくべつしえんがつきやう}特別支援学級

自閉症（他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい）や情緒障がい（状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動を引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態）のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことを言います。

■^{しやかいてきしやうへき}社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

■^{しやうさんきりやう}周産期医療

妊娠後期（妊娠満22週）から早期新生児期（生後満7日未満）までの期間を周産期といいます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

■^{じやうしやうしんしんしやう}重症心身障がい児^じ（者）^{しや}

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）です。

■^{じやうどほうもんかいご}重度訪問介護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、常時介護を要する身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

■^{しやうろらいこうしえん}就労移行支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般就労等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行うサービスです。

■ しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

■ しょうにまんせいとくていしつべい 小児慢性特定疾病

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

■ ジョブコーチ

障がい者が職場に適應できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のことです。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

■ しんたいしょうがいしゃほじょけん 身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬であり、法に基づく表示をつけています。また、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。

盲導犬…視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。

介助犬…肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートします。

聴導犬…聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。

す

■ スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人達に、日常的なスポーツトレーニングと、その成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供し、社会参加を応援する国際的なスポーツ組織です。

せ

■ せいしん かきゅうきゅういりょう 精神科救急医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムで

す。

せいねんこうけんせいど ■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。本人の意思を尊重しつつ、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を一人で決めることが難しい方を法的に保護し、不利益から本人を守る制度です。

せんえんせいいしきしょう ■遷延性意識障がい

日本脳神経外科学会の定義によると、重度の昏睡状態を指す病状のことで、3か月以上、種々の治療にもかかわらず、次の6項目を満たす状態にある方です。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。
- (3) 尿尿失禁状態にある。
- (4) 声を出しても意味のある発言がまったく不可能である。
- (5) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (6) 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない。

そ ■相談支援専門員

県または市町村の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされている者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる様々な生活の課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

た ■退院後生活環境相談員

平成26年4月1日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。

医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができるよう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者（居宅介護事業者等）と連携を図るこ

とになりました。

ち

■ちいきせいかつしえんじぎょう地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

ち

■ちいきほうかつ地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

ち

■じぎょうチャレンジトレーニング事業

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習（10日間）を行います。

て

■ていーわつと さいがいはけんふくしDWAT（災害派遣福祉チーム）

大災害時において、被災した高齢者や障がい者などの配慮が必要な方々が、避難所等で十分な福祉的支援を受けることができるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを構成、避難所等へ派遣し、支援活動を行うチームです。（Disaster Welfare Assistance Team の略）

■デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障がいのある人の国際スポーツ大会であり、夏季、冬季の両大会が開催されます。夏季第1回大会は1924年フランスで開催、冬季は1949年オーストリアで開催されました。国内で開催が予定されていた第25回夏季大会は、2025年11月に東京都、福島県、静岡県で行われます。

てんやくほうしじん

■点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成するボランティアです。

と

■ 同行援護事業

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービスです。

■ 統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け（生活の障がい）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障がい）、という特徴を併せもっています。

■ 特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成するものです。

■ トライアル雇用

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常時雇用）での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

な

■ 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病のうち、以下の要件をすべて満たすものであって、患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いとして厚生労働大臣が指定したものが、指定難病として医療費助成の対象とされています。

- ・患者数が人口の0.1%程度に達しないこと
- ・診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること

平成25年4月から施行された障害者総合支援法においては、障がい者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障がい児にあっては、児童福祉法に基

づく障がい児支援)が利用できます。

に

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。(窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等により行われています。)

ね

■Net119緊急通報システム

Net119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

の

■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者(特に知的障がい者)の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

■ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね30センチと低くし、乗降口にスロープ(渡り板)を付けることで車いすも乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング(車高調整)装置がついているものもあります。

は

■パーキングパーミット^{せいど}制度

障がい者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する制度です。

■ はったつしょう発達障がい

脳機能の発達に関係する生まれつきの障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

■ はったつしょうがいしやしえん発達障害者支援センター

発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援及び関係機関に対する普及啓発や研修などを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

ひ

■ ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

■ ヒアリンググループ

マイクを通した音声を直接補聴器や人工内耳へ伝えることができ、講演や会議、コンサートなどの会場で、発生者の声や音楽をクリアに聞くことができる難聴者の聞こえを支援する設備です。

■ ひなんじょうんえい避難所運営ゲーム (HUG)

Hinanzyo (避難所) Unei (運営) Game (ゲーム) の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができます。

ふ

■ FAX 110番

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。

■ ふくしひなんじょ福祉避難所

災害時に、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市町村において社

会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設などが指定されています。

■ブルーライトアップ

4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に、広く一般の関心を高めるよう各地の名所旧跡などを青色にライトアップする活動です。青色は癒しや希望などを表し、自閉症や発達障がいを理解していただくためのシンボルカラーとして使用されています。



■ペアレントトレーニング

子どものほめ方や指示の出し方、環境調整、不適切な行動への対応といった具体的な養育スキルを保護者に学んでもらいながら子どもの行動変容を目指す、行動理論に基づいたプログラムです。

■ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある先輩保護者で、現在子育てを行っている保護者の相談役となる人のことです。改正発達障害者支援法（平成28年）において、「発達障がいの家族が互いに支え合う活動の支援」が明記され、全国でペアレントメンターの養成・活用が推進されています。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。



■マルチメディアデイジー

視覚に障がいのある方、発達障がいなどで活字による読書が困難な方に対し、文字や音声、画像などで読書が楽しめる図書のことです。



■もう盲ろう

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タイプ分けられます。

■もう盲ろう者しゃつうやく通訳・かいじょしゃ介助者

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

ゆ

■ユニバーサルツーリズム

高齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく楽しめるよう創られた旅行のことです。

よ

■要約筆記者ようやくひっきしや

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、要点をまとめて筆記し聴覚障がい者に伝達するものです。

れ

■レスパイト

障がい者（児）を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

ろ

■ロコモティブシンドロームうんどうきしょうこうぐん（運動器症候群）

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態のことです。